

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全

国

歯

報



第70号

2012.4

第70回通常組合会

平成24年度事業計画案・予算案を承認

後期高齢者支援金月額3,000円、介護納付金月額3,400円
基礎賦課額は据え置き

平成24年3月28日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第70回通常組合会が開催された。横山理事長の挨拶の後、報告事項では、国保組合における休廃止した組合員の加入資格について、規約の改正及び従事者の判定基準の策定を平成24年度末までに行い、平成25年度から判定基準による加入資格の管理を実施することや全国歯関係では、平成23年度中に改正した諸規程並びに高額療養費制度の見直しでは、平成24年4月1日から外来診療における現物給付となる等の報告があった。

続いて議事に入り、後期高齢者支援金等賦課額の改定（2,700円→3,000円）、介護納付金賦課額の改定（3,200円→3,400円）、平成23年度補正予算案、平成24年度事業計画案、平成24年度歳入歳出予算案等が原案どおり可決承認された。



議長挨拶（要旨）

白尾議長

定刻になりましたので、ただ今より第70回通常組合会を開会いたします。本日は第70回通常組合会のご案内を差し上げましたところ大変お忙しい中、全国各地よりご参集賜り心よりお礼申し上げます。本日の組合会は、平

成24年度の事業計画及び予算案等の重要議案の審議があります。慎重審議と最後まで円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。



羽田副議長、白尾議長、井川副議長

開会の辞（要旨） 尾上副理事長

本日はご多忙中ご出席賜り、有難うございました。ただ今から第70回通常組合会を開催させていただきますが、平成24年度事業計画案及び予算案等多くの議案を提出してございますので、慎重審議とスムーズな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。開会の辞といたします。



尾上副理事長

理事長挨拶（要旨） 横山理事長

第70回通常組合会に異常気象の中、大変お忙しいところご出席賜り有難うございます。

昨年の組合会は、東日本大震災のため、一か月遅れの4月に開催いたしました。この震災から1年過ぎましたが、未だ十分な復興ができていない状況です。岩手県支部の組合員の先生方には改めてお見舞い申し上げます。保険料及び一部負担金の減免措置については、



横山理事長

9月30日まで延長致します。

昨年秋の叙勲で、恒石副理事長が旭日小綬章を又饒波組合会議員が旭日双光章を受章されました。心よりお喜び申し上げます。一方、第3代理事長の總山和雄先生が昨年11月にご逝去されました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、私どもを取り巻く環境は非常に厳しくなっております。所得水準の高い国保組合の国庫補助の廃止を含む国庫補助の見直しを盛り込んだ国保法の改正案は、後期高齢者医療制度廃止法案と一体整理しているが、後期高齢者医療制度の見直しは都道府県知事が反対していることから頓挫しているため、補助金見直し法案も未だ提出されていません。

この法案の成立の見通しはたっていませんが、現在当組合は約40億円の国庫補助を受けております。これは総予算の約23%を占めていますが、これがB案どおり実施されると半

分の約20億円となります。現状のままでも24年度予算では単年度収支で約10億円の赤字予算という非常に厳しい財政状況ですので、国庫補助の見直し法案はできるだけ先送りになるとありがたいのですが、廃案になるのは困難と思います。せめてA案にならないかと思っております。

もう一つ財政的に苦しくしているのが、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金があります。23年度の対前年度比で約8億1千万円増、24年度の対前年度比約5億3千万円の増です。年々億単位で増えている中で国庫補助の削減は、財政面での組合運営に及ぼす影響は大きく、保険料及び事業の見直し等の検討が必要になります。この国庫補助の問題については、全歯連の調査委員会でデータをもとに調査・分析して国保組合を解散して市町村国保に加入した場合、今以上に国の負担が増えるという調査結果を基に、日歯及び日歯連盟と連携しながら関係議員にも実態の説明をする等の行動をおこしております。

次に、組合員の資格問題ですが、これは一昨年の全国建設工事業国保組合の無資格加入問題で会計検査院の検査が実施されましたが、その結果、三師会の国保組合の加入要件があまいので、三師会国保組合が事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることの徹底を図るよう指導すること、組合員が休廃止を届け出た後における、それぞれの事業又は業務への従事状況を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うよう指導すること等を厚労大臣宛てに報告書を提出しました。厚労省は、これを受けて平成24年度末までに、規約の改正及び組合員資格の判定基準を策定し、平成25年度から判定基準による加入資格の管理を実施するという通知を3月26日付けで都道府県を經由して出しました。

当組合では、平成23年11月の調査で、廃院している1種組合員数は126人、その家族が114人おられます。その対応について協議をしたいと思っております。又24年度中に規約

の改正及び資格判定基準を策定し対処いたします。それから、コンプライアンスの遵守も徹底するよう、指導監督の強化がなされております。このように国保組合を取り巻く環境が大きく変わってきております。私どもも時代に適応した組合運営をしていく体制を構築し、無駄を省いて透明性を高めていく中で、被保険者が本当に必要な事業を積極的に進めていきたいと思っております。

次に、全協関係では、国保推進連盟の会費の徴収を22年度から凍結しておりましたが、24年度も凍結することになり、会費の徴収はありません。

次に当組合の運営状況は、第一に東日本大震災の被災者に対する保険料及び一部負担金の減免期間を9月30日まで延長いたします。二つ目が職員の勤務・給与の見直しについて、報酬・給与等審議会の答申を受けて、事務局と数回の打合わせをもって、不自然で根拠の明確でない点の是正を行いました。又影響の大きい部分については、経過措置を設けて段階的に実施することにしております。

次に、新基幹システムの導入を当組合の一大事業として進めております。昨年、NEC、UBS、日立製作所の3社による指名競争入札で、システム開発費192,150,000円で日立製作所をお願いすることになり、23年度末までに、基本設計工程及び詳細設計工程が完了しております。週1回の事務局と日立との業務打合わせ会と月1回程度のプロジェクトチームと日立との定例会議を開催しながら進めております。又、ハードウェア等の調達についても、プロジェクトチームで検討した要件で見積りを取り、第8回常務会で了承されました。

今、この事業をどうしてもやらなければならないと申しますのは、現システムのリースの期間が26年3月で切れます。これに合わせてクローズドシステムからオープンシステムの新しい形にしなければならないということで、平成26年4月の本稼働を目指して進めております。

又、ハードウェア等の調達については、プロジェクトチームで検討した要件で見積りを取りましたが、サーバをリースにした場合は約5千万円、買取の場合は約7千万円ですが、プロジェクトチームで検討した結果、リースにするということになりました。従いましてシステム開発とハードウェア等の調達を含めた総額で約3億円位で出来ると思っております。

このように、私たちの組合運営が非常に厳しくしている原因は、先ず国が決める後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の増額です。これが年々5億円以上の増額になっております。それから療養給付費の伸びです。対前年度の伸び率が21年度が約7%、22年度が5%強、23年度は1月診療分までで5.8%伸びております。更に24年度は診療報酬のプラス改定がありますので、予算編成で保険給付費を8.9%増を見込みました。この二つが組合運営を厳しくしている中で、国庫補助の削減が実施されますと更に厳しくなります。

我々の組合運営の財源は保険料と国庫補助ですので、国庫補助が削減されれば保険料の引き上げと言うことになります。現在の約40億円が半額の20億円になりますと、被保険者1人当たり約3万円になります。

こうした状況を踏まえて、厳しい環境を我々も的確に把握し、相互扶助の精神のもと、被保険者の給付と健康増進事業を実施して行くことを基本方針に上げております。

又、平成24年度歳入歳出予算案は、当初から単年度収支で約10億円の赤字という厳しい予算編成となっております。保険料については、後期高齢者支援金を300円、介護納付金を200円の引き上げをお願いしておりますが、基礎賦課額については据え置きといたしました。

24年度は定率補助の見直しはされず、32%が維持されました。国庫補助の総額は約41億円で、歳入予算額に占める割合は23.6%、つまり歳入の4分の1を国庫補助で賄っている組織であるということです。歳出では保険給付

費が約76億7千万円で、歳出予算額に占める割合は44.1%、国が決めてくる支援金・納付金の総額が23年度より約5億3千万円増の約74億5200万円で、構成割合は42.9%となります。つまり、保険給付費と支援金・納付金の合計額が歳出予算額の約87%を占めます。従いまして、残りの約13%で組合運営、保健事業等を実施していかなければなりません。

又、22年度から段階的に職員の勤務・給与等の見直しを実施しておりますが、24年度は役員報酬等の見直しも報酬・給与等審議会で審議をお願いしたいと思っております。

平成24年度の事業運営は、この厳しい環境に的確に対応した運営をと覚悟して進めていきたいと思っております。平成24年度事業計画案及び歳入歳出予算案につきまして慎重審議の上ご承認を頂きますとともに、事業運営にご指導並びにご理解、ご協力をお願い申し上げます。

■ 報告事項



今井専務理事

〔厚労省関係〕

1. 平成24年度国民健康保険助成費

定率補助の見直しの国保法改正案は、後期高齢者医療制度廃止法案と一体整理しているが、関係者の意見を聴きながら引き続き検討することになり、24年度の定率補助は維持された。

国保組合の助成費総額は、約29億円、0.89%の減であるが、被保険者が3.7%の

減と特定被保険者の割合が高くなっているため、1人当たりの医療費は2.2%増を見込んでいる。

2. 平成23年度国保組合災害臨時特例補助金
東日本大震災に係る保険料減免及び一部負担金に対する国庫補助は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までは、80%を国保組合災害臨時特例補助金で、20%を特別調整補助金から助成される。

なお、保険料及び一部負担金の減免措置は平成24年9月30日まで延長されたが、3月以降の国庫補助は、全額特別調整補助金から助成されることになった。

1. 災害臨時特例補助金 39,183,000円
 - (1) 医療保険給付諸費 35,877,000円
 - (2) 介護保険制度運営推進費 3,306,000円
2. 特別調整補助金 15,911,456円
 - (1) 平成23年3月11日～
平成24年2月29日 11,600,000円
 - (2) 平成24年3月1日～
平成24年4月2日 4,311,456円

3. 国保組合における組合員資格
一昨年の全国建築工事業国保組合の無資格加入問題を受け、会計検査院が調査に入り加入資格について二つ指摘している。一つは各国保組合が全件調査を行い結果を報告する。次に三師国保組合は、三師会の会員のみで国保組合に加入している実態があるのではないかという意見表示がなされている。

これについて、診療所を休廃止しても、医師等の専門職として何らかの業務に携わっている場合が多いので、各国保組合に応じた基準を作成し、基準に従って資格を確認する内容の通知が厚労省から出された。24年度末までに判定基準等を作成し、25年度から判定基準による資格管理を実施することになった。

〔栃木県庁関係〕

1. 平成24年度国民健康保険事業に係る指導監督

平成23年9月30日に香川県支部、又10月28日に岡山県支部で栃木県による指導監督が実施されたが、両支部とも概ね適正に実施されている旨の報告を受けている。

〔全協関係〕

1. 国保組合共通システムの負担金
全国歯の平成23年度の国保組合共通システムの負担金は、8,471,000円で平成24年2月末に納付した。なお、負担金は特別調整補助金を厚労省に申請し全額交付を受ける。

〔全歯連関係〕

1. 平成23年度第2回通常総会
平成24年度事業計画案及び会費の賦課額・徴収案並びに歳入歳出予算案等について原案どおり、議決承認された。

〔全国歯関係〕

1. 平成23年度規約・規程等の改正
 - (1) 診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領の一部改正
診療報酬明細書等の被保険者への開示について、患者への情報提供を積極的に推進するために、診療報酬明細書の開示に係る事務取扱要領例が改正されたことに伴い、当組合の同要領について所要の改正を行った。
 - (2) 職員給与規程の一部改正
平成22年度職員規程等検討臨時委員会及び平成23年度報酬・給与等審議会の答申に基づき、諸手当の支給及び支部職員の給与の支給方法等について改正した。
 - (3) 旅費規程の一部改正
職員の日当を1日につき12,000円を5,000円に改正した。
 - (4) 健康家庭表彰の廃止
医療保険の趣旨及び廃止する市町村国保があるなか、当組合の健康家庭表

彰も対象者が固定化する傾向にあり、記念品に対する苦情等がある。又事務処理の複雑性から多額の費用がかかる。こうした状況を踏まえ廃止した。ただし、平成21年度、22年度、23年度の該当者には、平成24年度で表彰を実施する。

- (5) 保険料減免取扱規程の一部改正
東日本大震災のため、「医療保険関係の特例措置」により平成23年3月11日

から平成24年9月30日まで、保険料及び一部負担金の減免措置がとられたため、当組合のこれに対応するための所要の改正を行った。

- (6) 「国保組合における法令遵守（コンプライアンス）体制整備について」に基づき定める、平成24年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画を策定した。

2. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数

| 種別 | | 平成24年1月末現在 |
|-----|-------|------------|
| 組合員 | 1種組合員 | 11,710 |
| | 2種組合員 | 1,119 |
| | 3種組合員 | 25,272 |
| | 計 | 38,101 |
| 家族 | 1種組合員 | 24,271 |
| | 2種組合員 | 793 |
| | 3種組合員 | 3,843 |
| | 計 | 28,907 |
| 合計 | 1種組合員 | 35,981 |
| | 2種組合員 | 1,912 |
| | 3種組合員 | 29,115 |
| | 計 | 67,008 |

(2) 被保険者数(前期高齢者・未就学児・介護第2号・組合特定被保険者／平成24年1月末現在:再掲)

| 種別 | | 前期高齢者 | 未就学児 | 介護第2号 | 組合特定 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 組合員 | 1種組合員 | 1,472 | | 9,269 | 368 |
| | 2種組合員 | 5 | | 280 | 731 |
| | 3種組合員 | 113 | | 7,027 | 9,535 |
| | 計 | 1,590 | | 16,576 | 10,634 |
| 家族 | 1種組合員 | 1,320 | 1,931 | 7,441 | 854 |
| | 2種組合員 | 12 | 337 | 56 | 483 |
| | 3種組合員 | 108 | 529 | 594 | 1,361 |
| | 計 | 1,440 | 2,797 | 8,091 | 2,698 |
| 合計 | 1種組合員 | 2,792 | 1,931 | 16,710 | 1,222 |
| | 2種組合員 | 17 | 337 | 336 | 1,214 |
| | 3種組合員 | 221 | 529 | 7,621 | 10,896 |
| | 計 | 3,030 | 2,797 | 24,667 | 13,332 |

(3) 後期高齢者組合員数

| 平成24年1月末現在 | |
|------------|-----|
| 後期高齢者組合員 | 966 |

3. 平成23年度療養給付費・総医療費の状況

平成23年度療養給付費の状況

(平成24年1月診療分まで)

| 診療月 | 平成21年度 | 平成22年度 | 伸び率(%) | 平成23年度 | 伸び率(%) |
|--------|---------------|---------------|--------|---------------|--------|
| 4月 | 468,961,659 | 493,800,827 | 5.30 | 500,882,119 | 1.43 |
| 5月 | 439,013,228 | 455,960,616 | 3.86 | 487,166,735 | 6.84 |
| 6月 | 456,883,377 | 498,968,737 | 9.21 | 520,588,243 | 4.33 |
| 7月 | 486,459,442 | 481,904,728 | ▲0.94 | 502,838,832 | 4.34 |
| 8月 | 457,294,215 | 476,196,824 | 4.13 | 522,880,865 | 9.80 |
| 9月 | 437,447,366 | 482,890,057 | 10.39 | 512,909,026 | 6.22 |
| 10月 | 506,141,542 | 490,819,557 | ▲3.03 | 521,173,112 | 6.18 |
| 11月 | 449,723,094 | 464,188,032 | 3.22 | 503,404,032 | 8.45 |
| 12月 | 501,821,041 | 509,993,449 | 1.63 | 569,312,243 | 11.63 |
| 1月 | 458,484,862 | 500,362,918 | 9.13 | 495,534,623 | ▲0.96 |
| 2月 | 458,780,860 | 491,253,685 | 7.08 | | |
| 3月 | 524,070,823 | 576,072,119 | 9.92 | | |
| 合計 | 5,645,081,509 | 5,922,411,549 | 4.91 | 5,136,689,830 | |
| 年間平均 | 470,423,459 | 493,534,296 | 4.91 | 513,668,983 | 4.08 |
| 4~1月平均 | 466,222,983 | 485,508,575 | 4.14 | 513,668,983 | 5.80 |

平成23年度総医療費の状況

(平成23年12月診療分まで)

| 診療月 | 平成21年度 | 平成22年度 | 伸び率(%) | 平成23年度 | 伸び率(%) |
|---------|---------------|---------------|--------|---------------|--------|
| 4月 | 654,489,100 | 690,896,890 | 5.56 | 711,385,450 | 2.97 |
| 5月 | 613,498,230 | 637,844,180 | 3.97 | 678,097,800 | 6.31 |
| 6月 | 639,941,940 | 693,635,480 | 8.39 | 730,418,350 | 5.30 |
| 7月 | 679,417,050 | 680,041,320 | 0.09 | 714,175,540 | 5.02 |
| 8月 | 642,557,570 | 669,524,070 | 4.20 | 728,798,820 | 8.85 |
| 9月 | 613,466,830 | 679,397,570 | 10.75 | 716,650,320 | 5.48 |
| 10月 | 705,904,250 | 684,117,580 | ▲3.09 | 725,955,860 | 6.12 |
| 11月 | 638,101,670 | 664,034,190 | 4.06 | 708,440,380 | 6.69 |
| 12月 | 701,473,450 | 715,032,160 | 1.93 | 798,141,400 | 11.62 |
| 1月 | 641,926,710 | 699,396,300 | 8.95 | | |
| 2月 | 640,336,010 | 686,059,440 | 7.14 | | |
| 3月 | 727,099,900 | 803,966,060 | 10.57 | | |
| 合計 | 7,898,212,720 | 8,303,945,240 | 5.14 | 5,512,063,920 | |
| 年間平均 | 658,184,393 | 691,995,437 | 5.14 | 723,562,658 | 4.56 |
| 4~12月平均 | 654,316,678 | 679,391,493 | 3.83 | 723,562,658 | 6.50 |

4. 高額療養費制度の見直し

平成24年4月1日より、同一の医療機関における同一月の外来診療の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱

(現物給付) を実施する。

現物給付を希望する場合は、組合に申請して高額療養費限度額認定証の交付を受けて、受診するときに窓口に表示する。

5. 新基幹システム導入プロジェクトチーム

| 担当業務 | 主任 | 副主任 | 係 |
|--------------|----------------|--------------|---------------------|
| プロジェクトオーナー | 今井 博 (専務理事) | | |
| プロジェクトマネージャー | 鈴木 哲男 (副理事長) | | |
| | 三塚 憲二 (常務理事) | | |
| | 齊藤 愛夫 (常務理事) | | |
| プロジェクトリーダー | 圓谷 勝彦 (業務課長) | | |
| システム適用 | 田邊 千浩 (事務局長) | 神田 則雄 (総務課長) | |
| 給付・保健事業 | 北島 尚樹 (保険給付係長) | 今松 弘子 (主任) | |
| レセプト | 北島 尚樹 (保険給付係長) | 山口 哲生 (主任) | 山口 哲生 (主任) 鯉沼 彩子 |
| 会計 | 岡田 昌和 (経理係長) | 吉田 芙美 (主事補) | 山口 哲生 (主任) |



圓谷課長

6. 新基幹システムの進捗状況

平成23年8月3日のプロジェクトキックオフ以降、担当者により週1回程度のペースで業務調整会議と双方のプロジェクトチーム全体による定例会議を現在まで2回開催している。

進捗状況としては、新基幹システムの基本設計及び詳細設計が本年度末に完了し来年度はその設計を基に製造（プログラミング）工程に入る予定。

7. 平成23年度報酬・給与等審議会答申（総括）

支部職員と本部職員の公平性のある本給の見直し、平成19年度の給与の切り替え時の誤った級・号の切り替えが行われた。この誤りの見直しで職員からの改善策の提案を尊重し、取り入れることとした。

現行の自動昇給化したやり方を改める。昇給に際しては理事長、専務、会計担当役員、事務局長等により自己申告をまじえた勤務評定を行い昇給に活用する。各種手当も見直しを行い、段階的に改善する。期末手当については前答申書を受けて職員との話し合いで扶養手当を入れて欲しいとの要望であったが、社会的にもまた民間企業の支給をみても本給×月数とする。職員の旅費手当についても改善を行うこととする。

今後さらに協議されるべきと思われることは、年齢により、あるいは勤続年数により右肩上がりに昇給するのではなく、生涯賃金の考え方で、子育て等で所得を必要とする年齢に多く支給する方法を検討すべき

である。また職員の年齢が同世代に集中しているため、公平を期し勤務意欲を持たせるため役職定年の考え方や、マンネリを防ぐため、役職のローテーションを検討すべきである。また規則、規程に疑問となる部分があり、今後さらなる検討が必要である。

8. 平成23年度の除名処分

平成23年度の除名処分を受けた組合員は、4支部の4名である。滞納保険料は総額は1,340,581円である。

9. 平成24年度特別支部運営費交付金

| 支部 | 交付額 (円) | 支部 | 交付額 (円) |
|-----|-----------|-----|------------|
| 栃木県 | 5,190,000 | 香川県 | 3,260,000 |
| 山梨県 | 3,540,000 | 徳島県 | 3,280,000 |
| 青森県 | 3,370,000 | 高知県 | 3,260,000 |
| 岐阜県 | 5,240,000 | 新潟県 | 5,550,000 |
| 富山県 | 3,120,000 | 岩手県 | 3,680,000 |
| 滋賀県 | 3,620,000 | 石川県 | 3,590,000 |
| 京都府 | 5,830,000 | 長野県 | 5,420,000 |
| 岡山県 | 5,450,000 | 福井県 | 3,030,000 |
| 山口県 | 4,630,000 | 沖縄県 | 2,960,000 |
| 島根県 | 2,880,000 | 合 計 | 79,900,000 |
| 鳥取県 | 3,000,000 | | |

10. 平成24年度支部別国保システム回線使用料
(単位：円)

| 支部 | 平成24年度 | 平成23年度 | 対前年度比 |
|-------|------------|------------|--------|
| 栃木県 | 430,800 | 432,000 | ▲1,200 |
| 山梨県 | 202,800 | 202,800 | 0 |
| 青森県 | 216,000 | 218,400 | ▲2,400 |
| 岐阜県 | 482,400 | 480,000 | 2,400 |
| 富山県 | 225,600 | 228,000 | ▲2,400 |
| 滋賀県 | 246,000 | 243,600 | 2,400 |
| 京都府 | 576,000 | 573,600 | 2,400 |
| 岡山県 | 510,000 | 501,600 | 8,400 |
| 山口県 | 367,200 | 364,800 | 2,400 |
| 島根県 | 162,000 | 164,400 | ▲2,400 |
| 鳥取県 | 150,000 | 146,400 | 3,600 |
| 香川県 | 250,800 | 248,400 | 2,400 |
| 徳島県 | 238,800 | 240,000 | ▲1,200 |
| 高知県 | 192,000 | 193,200 | ▲1,200 |
| 新潟県 | 579,600 | 583,200 | ▲3,600 |
| 岩手県 | 320,400 | 326,400 | ▲6,000 |
| 石川県 | 267,600 | 267,600 | 0 |
| 長野県 | 474,000 | 477,600 | ▲3,600 |
| 福井県 | 146,400 | 147,600 | ▲1,200 |
| 沖縄県 | 172,800 | 174,000 | ▲1,200 |
| 支部合計 | 6,211,200 | 6,213,600 | ▲2,400 |
| 東京事務所 | 6,212,400 | 6,210,000 | 2,400 |
| 総 額 | 12,423,600 | 12,423,600 | 0 |

【注】 総額を東京事務所と支部が折半し、支部の分を各支部の被保険者数で按分した額が各支部の使用料となる。

11. 東日本大震災、福島・新潟豪雨、台風12号における保険料及び一部負担金等の免除の状況

(1) 東日本大震災（災害臨時特例措置の対象災害）

① 保険料の免除

(円：%)

| 支 部 | 免除額 | 免除率(対支部) | 免除率(対組合) |
|-----|------------|----------|----------|
| 岩手県 | 43,342,601 | 7.636 | 0.398 |
| 青森県 | 289,600 | 0.074 | 0.003 |
| 栃木県 | 4,451,500 | 0.593 | 0.041 |
| 合 計 | 48,083,701 | 2.812 | 0.442 |

【注記】平成24年2月分は、1月分と同額を算定

② 一部負担金の免除

| 支 部 | 免除証明書発行件数 | | 有効件数 | |
|-----|-----------|-------|------|-------|
| | 世帯数 | 被保険者数 | 世帯数 | 被保険者数 |
| 岩手県 | 94 | 177 | 88 | 168 |
| 青森県 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 栃木県 | 9 | 21 | 9 | 21 |
| 合 計 | 105 | 200 | 99 | 191 |

(2) 福島・新潟豪雨及び台風12号

① 保険料の免除

(円：%)

| 支 部 | 免除額 | 免除率(対支部) | 免除率(対組合) |
|-----|---------|----------|----------|
| 岡山県 | 125,500 | 0.014 | 0.001 |
| 新潟県 | 607,900 | 0.059 | 0.005 |
| 合 計 | 733,400 | 0.038 | 0.007 |

【注記】・新潟県：平成23年7月、8月、9月分を免除。
・岡山県：平成23年9月、10月分を免除。

■ 議 事

第1号議案 平成23年度補正予算（案）
について議決を求める件 齊藤常務理事

平成23年度補正予算（案）について、齊藤常務理事より次のように説明の後採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

平成23年度歳入歳出補正予算として、歳入は平成23年度歳入歳出予算総額を16,943,174千



齊藤常務理事

円から16,944,468千円とし、補正額を1,294千円増額いたしました。

内訳としては、災害に伴う保険料の減免として733,400円免除し、東日本大震災に伴う保険料の減免分としては45,625,755円免除いたしました。

以上、合計して、46,359千円を国民健康保険料項目で減額しました。

又、保険料減免に伴い、災害臨時特例補助金として39,183千円交付される事となり、新

たに科目設置いたしました。

そのほかに全協の国保組合共通システム負担金の特別調整補助金として、8,471千円国庫補助される事となりました。

歳出としては、新しく科目設置し、全協の国保組合共通システム負担金8,471千円支出する事にいたします。

以上のように、歳入と歳出を補正したため、予備費を7,177千円補正し、1,631,186千円といたしました。

平成23年度全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出補正予算（案）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 当初予算額 | 補正額 | 補正後予算額 |
|------------------|------------|--------------|------------|---------|------------|
| 1. 国民健康保険料 | 1. 国民健康保険料 | 1. 国民健康保険料 | 11,200,107 | ▲46,359 | 11,153,748 |
| 2. 国庫支出金 | 2. 国庫補助金 | 3. 特別調整補助金 | 1 | 8,470 | 8,471 |
| | | 6. 災害臨時特例補助金 | | 39,183 | 39,183 |
| 補正されなかった款項目にかかる額 | | | 5,743,066 | | 5,743,066 |
| 歳入合計 | | | 16,943,174 | 1,294 | 16,944,468 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 当初予算額 | 補正額 | 補正後予算額 |
|------------------|------------|--------------------------|------------|--------|------------|
| 8. 共同事業拠出金 | 2. 共同事業負担金 | 1. 国民健康保険組合共通システム共同事業負担金 | | 8,471 | 8,471 |
| 12. 予備費 | 1. 予備費 | 1. 予備費 | 1,638,363 | ▲7,177 | 1,631,186 |
| 補正されなかった款項目にかかる額 | | | 15,304,811 | | 15,304,811 |
| 歳出合計 | | | 16,943,174 | 1,294 | 16,944,468 |

第2号議案 規約の一部改正（案）について議決を求める件 今井専務理事

規約の一部改正（案）について、今井専務理事より次のように説明の後採決に入り、原案どおり全員挙手により可決承認された。

第18条（保険料の賦課額）

平成24年度後期高齢者支援金等見込額及び

介護納付金見込額により、所定の算定方法により算定した、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の1人当たり月額について、規約の一部改正を行うものである。（平成24年4月1日から施行）

(1) 後期高齢者支援金等賦課額

| | 改正案 | 現 行 |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| 組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者 1人当たり | 月額 3,000円 | 月額 2,700円 |

(2) 介護納付金賦課額

| | 改正案 | 現 行 |
|--|-----------|-----------|
| 組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の者 1人当たり | 月額 3,400円 | 月額 3,200円 |

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

| 現 行 | 改 正 (案) |
|--|--|
| 第5章 保険料 | 第5章 保険料 |
| <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円（年額390,000円）を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円（年額19,500円）とする。</p> <p>(2) 月額7,000円（年額84,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する</p> | <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円（年額390,000円）を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円（年額19,500円）とする。</p> <p>(2) 月額7,000円（年額84,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する</p> |

| 現 行 | 改 正 (案) |
|--|--|
| <p>費用に充てるために算出した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 月額 2,700円（年額 32,400円）</p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 月額 3,200円（年額 38,400円）</p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額15,500円（年額186,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額 2,700円（年額 32,400円）</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額 3,200円（年額 38,400円）</p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額 8,000円（年額 96,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額 2,700円（年額 32,400円）</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額 3,200円（年額 38,400円）</p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円（年額60,000円）とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額 5,000円（年額 60,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額 2,700円（年額 32,400円）</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額 3,200円（年額 38,400円）</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> | <p>費用に充てるために算出した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 月額 3,000円（年額 36,000円）</p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 月額 3,400円（年額 40,800円）</p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額15,500円（年額186,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額 3,000円（年額 36,000円）</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額 3,400円（年額 40,800円）</p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額 8,000円（年額 96,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額 3,000円（年額 36,000円）</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額 3,400円（年額 40,800円）</p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円（年額60,000円）とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 月額 5,000円（年額 60,000円）</p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額 3,000円（年額 36,000円）</p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額 3,400円（年額 40,800円）</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> |
| <p>第19条～第27条 （略）</p> | <p>第19条～第27条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1. この規約は、平成24年4月1日から施行する。 （第18条後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定）</p> |

■事前質問 〔質疑応答の要旨〕

Q 保険料の変更は3月の組合会で決定されますが、支部でも3月になると多くの質問が寄せられますので、値上げ等の変更が考えられる時は、1週間でも早く組合会を開催して頂けないかと言うのが1点です。もう1点は、保険料に係る督促料及び延滞金の徴収義務ですが、非常に煩雑で支部でも困惑しております。全国歯として一元管理できるような管理システムを支部に提供して頂けないでしょうか。

次に督促料及び延滞金は必ず徴収しなければならないのでしょうか。



内藤議員

A 当組合では、国保法第79条第2項では、延滞金を徴収することができるかと規定されております。従って、保険料も99%の収納率でしたので平成22年度までは、督促料、延滞金の徴収はしておりませんでした。

しかし、平成22年11月に関東信越厚生局による指導監督が実施された結果、督促料と延滞金を徴収するよう指導がありました。又これには改善計画書の提出が求められ、その後、改善されているか否かの改善状況報告書を提出しなければならないのです。これは、一昨年の全国建設工事業国保組合の無資格加入問題から厚労省に新たに「国保組合係」を設置して国保組合に対する指導監督の強化が実施されていますが、関東信越厚生局による指導監督もその一環です。こういう事情でございますので、督促料及び延滞金の徴収にご協力賜りたいと思います。

次に組合会の開催日ですが、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の見込

額が国から通知されるのが1月中旬で、それを基にそれぞれの1人当たり保険料を算定します。又、12月末の現計を基に決算見込みを出して、翌年度への繰越金を見込んで予算案を作ります。こうして出来た保険料、事業計画、予算案等を常務会、監事会、理事会に諮り、理事会の承認を得て議案書の印刷をします。このような手順を踏みますので、組合会の開催は3月下旬となりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、一元管理システムについては、平成26年度からの稼働を目指して、導入に取り組んでおります新基幹システムでは、保険料の徴収管理と共に督促料や延滞金の収納管理ならびに延滞金の計算等もできるようにいたします。それまでのご猶予をお願いいたします。

(京都府支部 内藤春生議員)

第3号議案 平成24年度事業計画（案） について議決を求める件 今井専務理事

平成24年度事業計画（案）について、今井専務理事より次のように説明があり、質疑応答の後に採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

概 況

国保の財政運営に大きな影響を及ぼす国保組合に対する国庫補助見直しは、一昨年の行政刷新会議の事業仕分の結論を踏まえ、所得水準の高い国保組合の定率補助を削減する国保法の改正案を昨年の通常国会に提出し、平成24年度から実施する予定であった。国保組合に対する国庫補助の見直しは、定率補助を現在一律32%を所得水準に応じて0%、8%、16%、24%、32%の5段階とするものである。厚生労働省は補助見直しを盛り込んだ国保法改正案を後期高齢者医療制度廃止法案とともに昨年の通常国会に提出する方向で調整してきたが、高齢者医療制度改革の反対意見が多く国保組合の定率補助見直し法案も提出できなかった。

そのために、厚生労働省は平成24年度予算案で国保組合の定率補助は、高齢者医療制度と一体改革の中で引き続き検討していくことになったことから24年度の定率補助は現行の32%を計上した。

今年になり政府・与党が1月6日に決定した社会保障と税の一体改革素案の中で高齢者医療制度見直し及び所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しなどは、「医療保険制度の安定的運営を図るための健康保険法等の一部改正案」（仮称）として厚生労働省は予算非関連法案として、3月の通常国会に提出を目指すとしている。予定どおり法案が通れば平成25年度からの実施となる。

一方、後期高齢者医療制度については、高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しとした上で、具体的内容について関係者の理解を得た上で「後期高齢者医療制度の廃止に向けた見直しのための法案」を提出するとしている。しかし全国知事会などは、ようやく制度として定着してきた現行制度の廃止に強固に反対しており、法案提出は不透明な状況にある。

また、70歳～74歳の一部負担金については、世代間の公平を図る観点から見直しを検討と法定化された2割負担の方向性を明記したが、平成24年度も引き続き予算措置で1割負担に凍結するとし、25年度以降についても25年度の予算編成課程で検討するとしている。

厚生労働省は、高額医療の長期患者の負担軽減等を図る「高額療養費制度の拡充」は、受診時の100円負担で得られる財源で充実させる予定であったが、民主党が強く反対していることから、受診時定額負担制度の導入を社会保障・税一体改革素案から削除することにした。それに伴い高額療養費制度の拡充は規模を縮小して実施することにしたが、実施時期は明記せず詳細は今後の検討に委ねることにした。

I 事業運営の基本方針

高齢者医療制度の見直しが頓挫し、医療保

険制度を取り巻く環境が不透明ななか、国保組合は国庫補助制度の見直し及び法令遵守体制の整備並びに指導監督の強化等々大きな転換期を迎えている。

当組合の運営も前例踏襲主義が通用しにくい厳しい環境にあるが、こうした状況の的確な把握と認識の上にたち、組合方式による保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で、被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保険事業を推進する。

II 実施事業

1. 保険料

一 基礎賦課額

(1)所得割賦課額

| 種 別 | 賦課率・賦課額（月額） |
|-----------------------|---|
| 1種組合員 (保険診療取扱者) | 6.5/1000 上限 32,500円 下限 4月 1,900円 5～3月 1,600円 |
| 保険診療未扱者 (医療法人を含む) | 32,500円 |
| 矯正を標榜する者 (医療法人を含む) | 32,500円 |
| 1種組合員の勤務医 | 15,000円 |
| 保険診療報酬の把握 できない者 | 32,500円 |

(2)均等割賦課額

| 種 別 | 賦課額（月額） |
|-------------|---------|
| 1種組合員 | 7,000円 |
| 1種組合員の家族 | 5,000円 |
| 2種組合員 | 15,500円 |
| 2種組合員の家族 | 5,000円 |
| 3種組合員 | 8,000円 |
| 3種組合員の家族 | 5,000円 |
| 後期高齢者組合員の家族 | 5,000円 |

二 後期高齢者支援金等賦課額

| 種 別 | 賦課額 (月額) |
|--------------|--------------|
| 組合員及び組合員の世帯員 | 1人当たり 3,000円 |

三 介護納付金賦課額

| 種 別 | 賦課額 (月額) |
|---------------------------|--------------|
| 組合員及びその世帯員のうち40歳から65歳未満の者 | 1人当たり 3,400円 |

四 後期高齢者賦課額

| 種 別 | 賦課額 (月額) |
|----------|--------------|
| 後期高齢者組合員 | 1人当たり 5,000円 |

2. 保険料賦課額の免除

3種組合員の一人親（離婚などにより一人で生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。

| | |
|----------------|----------------|
| 一 基礎賦課額 (均等割) | 1人当たり 月額5,000円 |
| 二 後期高齢者支援金等賦課額 | 1人当たり 月額3,000円 |

3. 療養給付費等の支給

(1)給付割合

| 種 別 | 給付割合 |
|--|------------|
| 1. 組合員 | 7割 |
| 2. 家族 | 7割 |
| 3. 義務教育就学前まで | 8割 |
| 4. 前期高齢者 (70歳～74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者 | 7割 ※ 8割 |

※高齢者の医療に係る「凍結措置」により、平成25年3月まで9割に据え置く。

(2)歯科給付

1種・2種・3種組合員及び世帯員の歯科給付については、次のとおりとする。

- ① 他の医療機関における受診については給付する。
- ② 自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しない。

(3)高額療養費の支給

同一被保険者が同一月内に、同一診療所で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。

入院及び外来に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額に止めることとする。

高額療養費の自己負担限度額

| 年齢層 | 所得層 | 自己負担限度額（1ヵ月当たり） | | |
|----------------|--------------------------|--|---|---------|
| 70歳未満 | 上位所得者 (年間所得600万円以上) | 150,000円 + 〈総医療費 - 500,000円〉 × 1% (83,400円) | | |
| | 一般 | 80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円) | | |
| | 低所得者 (住民税非課税世帯) | 35,400円 (24,600円) | | |
| 70歳以上 75歳未満 | 所得層 | 外 来 | 自己負担限度額（1ヵ月当たり） | |
| | 現役並み所得者 (課税所得145万円以上) | 44,400円 | 80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円) | |
| | 一般 ※2 | 24,600円 | 62,100円 (44,400円) | |
| | 低所得者 | II | 8,000円 | 24,600円 |
| | | I (年金収入80万円以下) | 8,000円 | 15,000円 |

※1 多数該当

() 内の金額は、多数該当（過去12ヵ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合

※2 高齢者医療に係る凍結措置

高齢者医療に係る「凍結措置」により平成25年3月まで下記のとおり凍結される。

外来 24,600円 → 12,000円

入院 62,100円 → 44,400円

※3 75歳到達月における自己負担限度額の特例

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

(4)高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額

を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

| | | 医療保険+介護保険（年額） （70歳～75歳未満） | 医療保険+介護保険（年額） （70歳未満を含む） |
|--------------------|---|------------------------------|-----------------------------|
| 現役並み所得者 （上位所得者） | | 67万円 | 126万円 |
| 一 般 | | 62万円（56万円）※ | 67万円 |
| 低所得者 | Ⅱ | 31万円 | 34万円 |
| | Ⅰ | 19万円 | |

※1 年額は8月1日から翌年7月31日までの1年間

※2 70～74歳の一般は自己負担限度額の62万円は、高齢者の医療に係る凍結措置により平成25年3月31日まで56万円となる。

(5)出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、次のとおり出産育児一時金を支給する。

- ① 出産育児一時金等の直接支払制度に対応している医療機関で出産した場合は、医療機関からの請求により直接医療機関に支払ます。
- ② ①の場合で、出産費用が42万円に満たない場合は、申請により差額を支給します。
- ③ 出産育児一時金等の直接支払制度に対応していない医療機関で出産した場合は、申請により支給します。

※ 産科医療補償制度に加入している医療機関等（加入分娩機関）で出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明するスタンプを押された領収書又は請求書等の写しを出産育児一時金の申請書に添付しなければならない。

| 種 別 | 金 額 |
|-------|----------|
| 1児につき | 420,000円 |

(6)葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

| 種 別 | 金 額 |
|------------------|----------|
| ① 1種組合員 | 200,000円 |
| ② 2種組合員 | 100,000円 |
| ③ 3種組合員 | 100,000円 |
| ④ 1種、2種、3種組合員の家族 | 50,000円 |
| ⑤ 後期高齢者組合員の家族 | 50,000円 |

(7)療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。

- ① 診療費
やむを得ず被保険者証を提出できずに医療機関に受診した者の診療費（薬剤費、海外療養費を含む）
- ② 補装具
治療用装具（補装具、弾性着衣、小児弱視の眼鏡など）
- ③ 柔道整復師の施術

- ④ あん摩師・マッサージ師の施術
- ⑤ はり師・きゅう師の施術
- ⑥ その他
上記の各号に該当しない療養費（看護、生血など）

(8)移送費の支給

入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシー等で移送した場合は、申請により移送費を支給する。

(9)傷病手当金の支給

組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病手当金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。

| 種 別 | 金額 (1日につき) |
|---------|------------|
| ① 1種組合員 | 4,000円 |
| ② 2種組合員 | 1,500円 |
| ③ 3種組合員 | 1,500円 |

4. 保健事業

(1)保健事業費の交付

| 種 別 | 金 額 |
|--------------------------|------------|
| ①定額交付分 (1支部当たり) | 1,550,000円 |
| ②被保険者割交付分 (被保険者1人当たり) | 440円 |

(2)節目健診事業

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

対象者

- ① 1種組合員・2種組合員
1種組合員・2種組合員のうち、平成24年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。
- ② 1種組合員の配偶者
①に該当した1種組合員の配偶者。この場合の配偶者の年齢は問わない。

③ 3種組合員

3種組合員のうち、平成24年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

補助金の額

節目健診の補助金の額は、同一年度内1回の健診に限り、30,000円を限度として支給する。

申請手続

- ① 節目健診補助金申請書（様式43号）を支部に提出する。ただし、申請は同一年度1回限り。
- ② 申請書には領収書を添付する。

(3)インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザ予防接種を受けた1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して1人当たり2,000円を限度に補助する。

(4)特定健康診査・特定保健指導

一 特定健康診査

- ① 40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。
- ② 受診は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関・健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。

| | | |
|------|------|----|
| 基本項目 | 自己負担 | 0割 |
| 詳細項目 | 自己負担 | 0割 |

ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

二 特定保健指導

- ① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。
- ② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。

- ③ 費用は次のとおりとする。

| | | |
|--------|------|----|
| 動機付け支援 | 自己負担 | 0割 |
| 積極的支援 | 自己負担 | 0割 |

(5)資金貸付事業

- ① 高額療養費資金貸付事業
被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。
- ② 出産費資金貸付事業
被保険者が出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度に対応していない医療機関で被保険者が出産した時は、申請により貸付ける。

(6)医療費通知の実施

被保険者に対する医療費通知を実施する。

(7)健康家庭表彰

平成24年度から廃止する。
ただし、平成21年度、22年度、23年度で該当する者については平成24年度に実施する。

(8)健康啓発事業の実施

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、又、平成20年度から特定健診・保健指導が被保険者に義務化されたことに伴い、当組合が的確に実施できるように、被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行なう。

(9)後期高齢者組合員の保健事業

後期高齢者組合員に対して次の事業を行なう。

- ① 傷病見舞金の支給
後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病見舞金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を

合算する

| | |
|-------|--------|
| 1日につき | 4,000円 |
|-------|--------|

- ② 死亡見舞金の支給
後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し死亡見舞金を支給する。

| | |
|----------|----------|
| 後期高齢者組合員 | 200,000円 |
|----------|----------|

5. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

6. 広報活動の実践

- (1)組合報の発行
- (2)ホームページの活用

Ⅲ. 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが予定されている。これが実施されると当組合の事業運営にも大きな影響が出ることとなる。

また、法令遵守体制の整備や都道府県及び地方厚生局による指導監督の強化等、国保組合は大きな転換期を迎えている。このように、変革の厳しい環境にあることの認識の上にたち適性に対応し、事務処理の効率化に努める。

Ⅳ. 事務研修会の開催

(1)支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見なおされる制度への対応及び現在進めている新基幹システムへの対応等、全国歯の事務処理の適正化、効率に資するために研修会を開催する。

(2)東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精

通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化、効率化に資するために開催する。

V. 諸会議の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催及び職員の研修会を開催するとともに関係団体の開催する諸会議に出席する。

VI. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

〔質疑応答の要旨〕

Q 後発医薬品が厚労省から勧められております。平成22年度の診療報酬改定の検証結果によっても21年度は16.3%であったが22年度は37%で2倍以上の患者から要望が出ていると厚労省のホームページに載っていました。全国歯でも医療費の抑制化とということで、ジェネリック医薬品の使用促進を図ってはと思います。個人に通知するとか、支部からおとし込んでいくとかお聞きしたい。

(滋賀県支部 井田治彦議員)



井田議員

A ジェネリック医薬品の使用促進については、全国歯でも推進しております。平成21年に厚労省からジェネリック医薬品の促進についての通知でジェネリック医薬品お願いカードの配布が示されました。当時未だ医療費の軽減の

費用対効果が不明なこと、三師会が反対していたこと等からカードの制作費、送料等が高額になることから、全国歯報の第64号に「ジェネリック医薬品お願いカード」を切り抜いて使用出来るものを作りました。又、ホームページからもプリントアウトして使用出来るようにしてあります。

次に、個人に通知するのかのご質問ですが、ジェネリック医薬品利用差額通知のことと思いますが、昨年、国保連合会が通知業務を受託することになり、当組合も実施計画を作り昨年10月の常務会で協議した結果、見送った経緯があります。見送った理由としては、栃木県国保連合会では、通知1通あたり14円～18円を予定していたが、実施する保険者が1～2保険者だったために単価が29円になったこと、保険者は関連機関（医師会等）との調整の上、了解を得る必要がある。協会けんぽ、市町村国保の実施例から軽減額の推定を行った結果、費用と軽減額がほぼ同じであった等から実施を見送りました。今後は、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供など後発医薬品の課題や使用促進の環境整備の推進を見守りながら対応したいと思っております。

Q 組合員の加入資格について、会計検査院から指摘があったとしても地元に戻った時に、診療をおやめになった方に、もうあなたは事業をしていないから歯科医師国保から脱退して下さいと言うのは、非常に忍びないのです。国は国の指針はあるでしょうが、国保組合として主張を強くお願いしたいと思います。歯科医師会とか医師会という団体はそれなりの位置付けであることを強調していただければ有り難いと思います。

今後規則の整備にあたっては出来るだけ年配の先生方の気持ちになりその辺を推察して頂いて対応して頂くよう強くお願いしたいと思います。専務理事のお考えを伺いたい。

(岩手県支部 箱崎守男議員)



箱崎議員

A 先生の仰るとおり、大変心を痛めております。厚労省からの通知案について、全医連、全歯連、全薬連に対して素案を示して、意見があったら言ってもらいたいと言うのがありまして、私どもも全歯連を通じて申し入れております。それで判定基準のところでは全歯連の意見も反映されております。それから判定基準を作る時には各組合の事情を考慮してというのがありますので、何か業務に従事していることをうまく表現できないか考えていたみたい、それから厚労省から24年度末までに判定基準等の規則の整備をやり、25年度からそれに従い資格管理を行なうことになっております。この間に他の組合あるいは全歯連、全協とも相談しながら進めたいと考えていたおります。

Q 今年の診療報酬改定は、医科1.55、歯科1.7ですが、先程の説明では療養給付費の伸びを8%位を予想しておりますが、療養給付費の伸びは非常に高いものがありますが、それは被保険者の中で特殊要因があるのか、レセプト点検の中で医療費の伸びがどんな原因に因るものか検討されているのか。何か執行部、事務局で療養給付費の伸びについて分析などのお考えがありましたら、お教え願いたい。

(富山県支部 中道勇議員)

A 疾病分類別の統計データがありますので、それを活用して24年度で分析してみたいと考えております。ただ、特定地域とか特定時期の現象ではなく複数年にわたり全体に伸びておりますので、原因をつかむのは困難と思っておりますが、何か対応はしたいと考えております。



中道議員

第4号議案 平成24年度歳入歳出予算(案) について議決を求める件 鈴木副理事長



鈴木副理事長

鈴木副理事長から平成24年度歳入歳出予算(案)について、プロジェクターを用いて次のように趣旨説明があった。

(歳入)

国民健康保険料は、支援金・納付金等の伸びにより、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額を改定することとなり、保険料全体で前年度の11,200,107千円から11,423,803千円と223,696千円上回る額を計上した。

国庫支出金は、前年度の3,966,133千円から139,190千円前年度を上回る、4,105,323千円を計上した。

繰入金の役員退職慰労金積立金繰入金に15,500千円、職員退職手当積立金繰入金に5,300千円を計上した。

(歳出)

保険給付費は、前年度の7,077,623千円から7,666,442千円と588,819千円上回る額を計上した。

後期高齢者支援金は、前年度の3,043,601千円から3,340,929千円と297,328千円上回る額を計上した。

前期高齢者納付金は、前年度の2,538,140千円から2,694,446千円と156,306千円上回る額を計上した。

介護納付金は、前年度の1,337,879千円から1,415,499千円と77,620千円上回る額を計上した。

積立金の、特別積立金及び給付費等支払準備金については、法定額を下回ると見込まれるため、特別積立金に161,079千円、給付費等支払準備金に99,115千円を計上し、国保基幹システム等準備積立金には100,000千円を計上した。

(総括)

平成24年度歳入歳出予算は、17,370,168千円となり、前年度より387,811千円上回る予算となった。

備えてあんしん
ローゴヨーイ・ドン!
老後用意



貫地谷しほり

私も加入しています!

国民年金基金で、今と未来に確かなメリット

老後までトク

- 掛金は全額所得控除
- 掛金は自由に設定

○掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
○ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
○加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。(増口は年度内に1回限り)
○掛金を年度分前納すると、割引があります。

老後からラク

- 基本は終身、だから一生涯お受け取り
- 万が一の時は一時金も

○65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、長生きリスクに対応できます。
○万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

歯科医師国民年金基金

ご加入できる方は…

- 国民年金の第1号被保険者(20歳以上60歳未満)
- 歯科診療所に従事する歯科医師
- 地域型国民年金基金に加入していない方

資料請求・ご相談・お問い合わせは

お気軽に今すぐこちらへ!

0120-155-950

FreeDial

http://www.npfunddent.or.jp

歯科医師国民年金基金

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-11 泉館五番町ビル2F

歯科医師国民年金基金

「国民年金基金」携帯サイト



検索

全国歯科医師国民健康保険組合
平成24年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比 較 |
|-------------|------------|------------|---------|
| 1. 国民健康保険料 | 11,423,803 | 11,200,107 | 223,696 |
| 2. 使用料及び手数料 | 1 | 0 | 1 |
| 3. 国庫支出金 | 4,105,323 | 3,966,133 | 139,190 |
| 4. 前期高齢者交付金 | 2 | 1 | 1 |
| 5. 共同事業交付金 | 106,200 | 93,230 | 12,970 |
| 6. 財産収入 | 12,609 | 15,567 | ▲ 2,958 |
| 7. 繰入金 | 20,802 | 4,403 | 16,399 |
| 8. 繰越金 | 1,700,000 | 1,700,000 | 0 |
| 9. 諸収入 | 1,428 | 2,916 | ▲ 1,488 |
| 歳入合計 | 17,370,168 | 16,982,357 | 387,811 |

歳 出

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比 較 |
|-------------|------------|------------|-----------|
| 1. 組合会費 | 17,400 | 17,400 | 0 |
| 2. 総務費 | 623,233 | 542,564 | 80,669 |
| 3. 保険給付費 | 7,666,442 | 7,077,623 | 588,819 |
| 4. 後期高齢者支援金 | 3,340,929 | 3,043,601 | 297,328 |
| 5. 前期高齢者納付金 | 2,694,446 | 2,538,140 | 156,306 |
| 6. 老人保健拠出金 | 1,545 | 2,083 | ▲ 538 |
| 7. 介護納付金 | 1,415,499 | 1,337,879 | 77,620 |
| 8. 共同事業拠出金等 | 179,398 | 152,697 | 26,701 |
| 9. 保健事業費 | 313,828 | 299,941 | 13,887 |
| 10. 積立金 | 378,696 | 301,353 | 77,343 |
| 11. 諸支出金 | 1 | 1 | 0 |
| 12. 予備費 | 738,751 | 1,669,075 | ▲ 930,324 |
| 歳出合計 | 17,370,168 | 16,982,357 | 387,811 |

全国歯科医師国民健康保険組合
平成24年度 歳入歳出予算書

歳 入

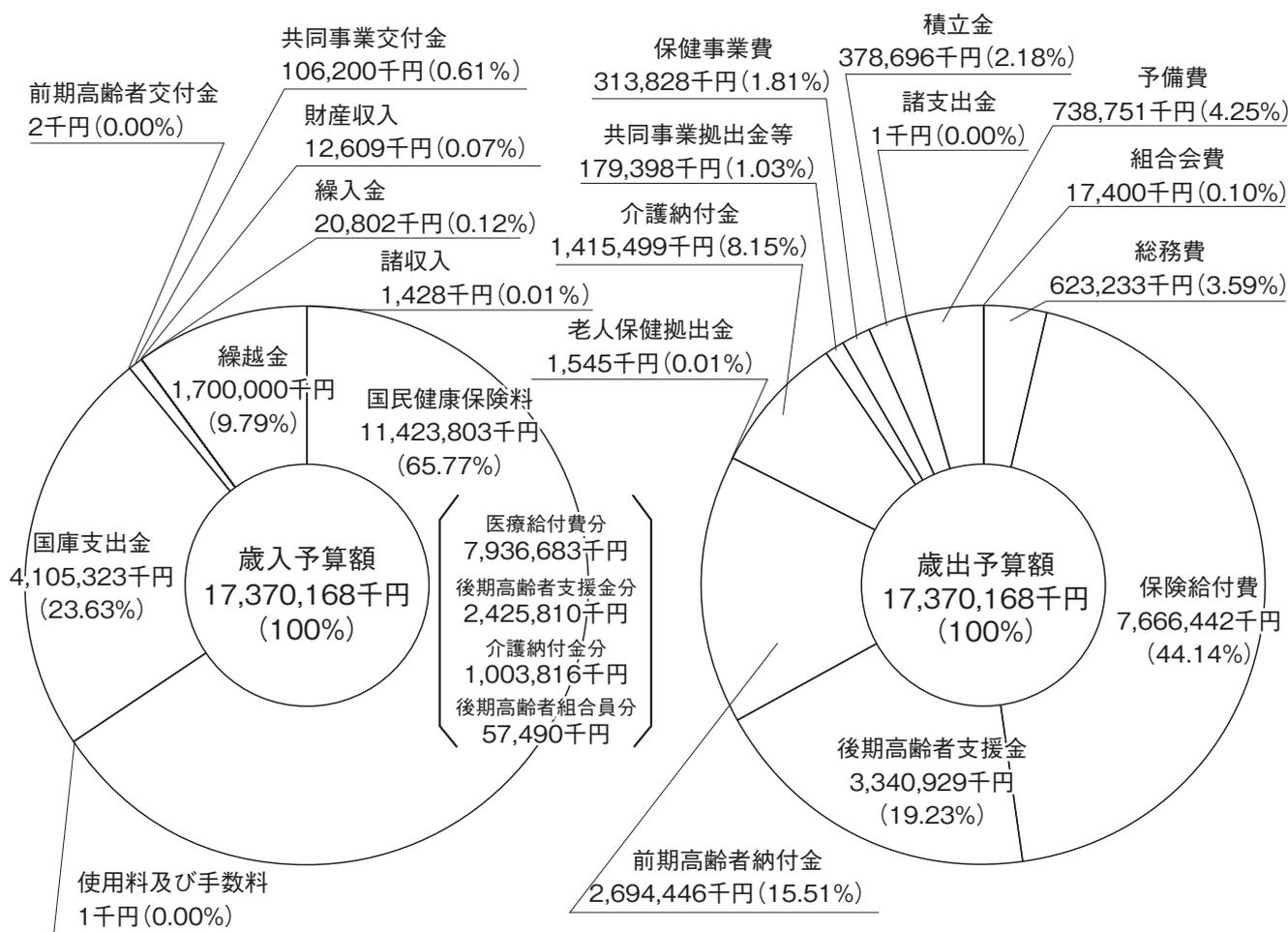
(単位：千円)

| 款 | 項 | 予 算 額 |
|-------------|----------------------|------------|
| 1. 国民健康保険料 | 1. 国民健康保険料 | 11,423,803 |
| 2. 使用料及び手数料 | 1. 督促手数料 | 1 |
| 3. 国庫支出金 | 1. 国庫負担金 | 4,105,323 |
| | 2. 国庫補助金 | 49,568 |
| 4. 前期高齢者交付金 | 1. 前期高齢者交付金 | 4,055,755 |
| 5. 共同事業交付金 | 1. 共同事業交付金 | 2 |
| 6. 財産収入 | 1. 財産運用収入 | 106,200 |
| 7. 繰入金 | 1. 給付費等支払準備金繰入金 | 12,609 |
| | 2. 役員退職慰労金積立金繰入金 | 12,609 |
| | 3. 職員退職手当積立金繰入金 | 20,802 |
| | 4. 国保基幹システム等準備積立金繰入金 | 1 |
| 8. 繰越金 | 1. 繰越金 | 15,500 |
| 9. 諸収入 | 1. 延滞金及び過料 | 5,300 |
| | 2. 立替収入 | 1 |
| | 3. 預金利子 | 1,700,000 |
| | 4. 雑収入 | 1,700,000 |
| 歳入合計 | | 1,428 |
| | | 1 |
| | | 1 |
| | | 1,422 |
| | | 4 |
| 歳入合計 | | 17,370,168 |

歳 出

| 款 | 項 | 予 算 額 |
|-------------|---------------|------------|
| 1. 組合会費 | 1. 組合会費 | 17,400 |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 623,233 |
| | 2. 徴収費 | 623,232 |
| 3. 保険給付費 | 1. 療養諸費 | 1 |
| | 2. 高額療養費 | 7,666,442 |
| | 3. 移送費 | 6,705,192 |
| | 4. 出産育児諸費 | 565,104 |
| | 5. 葬祭費 | 1,000 |
| | 6. 傷病手当金 | 336,168 |
| 4. 後期高齢者支援金 | 1. 後期高齢者支援金 | 12,000 |
| 5. 前期高齢者納付金 | 1. 前期高齢者納付金 | 46,978 |
| 6. 老人保健拠出金 | 1. 老人保健拠出金 | 3,340,929 |
| 7. 介護納付金 | 1. 介護納付金 | 3,340,929 |
| 8. 共同事業拠出金等 | 1. 共同事業拠出金 | 2,694,446 |
| | 2. 共同事業負担金 | 2,694,446 |
| 9. 保健事業費 | 1. 特定健康診査等事業費 | 1,545 |
| | 2. 保健事業費 | 1,545 |
| 10. 積立金 | 1. 積立金 | 1,415,499 |
| 11. 諸支出金 | 1. 償還金 | 1,415,499 |
| 12. 予備費 | 1. 予備費 | 179,398 |
| 歳出合計 | | 162,744 |
| | | 16,654 |
| | | 313,828 |
| | | 56,635 |
| | | 257,193 |
| | | 378,696 |
| | | 378,696 |
| | | 1 |
| | | 1 |
| | | 738,751 |
| | | 738,751 |
| 歳出合計 | | 17,370,168 |

平成24年度 歳入歳出予算に占める各款別構成割合



第5号議案 理事の辞任及び承認を求める件

横山理事長

横山理事長より、規約第40条第1項及び第一号並びに選挙規則第9条第1項、第2項の規定に基づき、理事の承認を求める件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

氏名 五十嵐 治 (新潟県支部)

任期 平成24年4月1日～平成25年3月31日



五十嵐新理事

第6号議案 専務理事の承認を求める件 横山理事長

横山理事長より、国民健康保険法第23条第3項の規定に基づき、専務理事の承認を求める件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

氏名 今井 博

任期 平成24年4月1日～平成25年3月31日

叙勲受章者に対する記念品の贈呈

三塚常務理事より、平成23年秋の叙勲で、旭日小綬章を受章された恒石定男副理事長及び旭日双光章を受章された饒波正太郎組合会議員の紹介に引き続き、横山理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。



三塚常務理事

〔恒石先生の挨拶の要旨〕

ただ今、第70回という節目の組合会でこのように受章のお祝いをして頂きまして本当に有難うございました。また、昨年11月には皆様方はじめ多くの方々から温かいご祝辞を頂戴いたしまして重ねてお礼申し上げます。

昭和49年から歯科医師会の役員をはじめ、昨年3月まで県歯の会長を務めさせていただきました。その間、特に素晴らしいことをしたと言うことはございませんが、人生の半分以上を歯科医師会の役員として務めさせて頂いたと言うことで、今回のご褒美を頂いたと言うことでございます。その間、時代時代の



恒石副理事長

歯科医師会の仲間の方々、県行政、関係団体の皆様方から温かいご指導、ご支援、ご協力を頂きましたことに感謝いたしております。

歯科医師会の役員を退任して1年になりますが、今思うことは、素晴らしい方々に恵まれ、私は非常に幸せだったと思います。これからも健康に留意しながら、若い者に嫌われず、微力ながら社会に貢献して行きたいと考えておりますので、ご指導、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせて頂きます。有難うございました。

〔饒波先生の挨拶の要旨〕

今日はこのように組合会の中で記念品を頂きまして、本当に有難うございます。私の叙勲は、先生方のご支援、ご協力、又先輩諸兄やあらゆる皆様のご協力を頂きまして、こういう受章、栄誉を頂くことができました。これからも先生方のご指導、ご鞭撻の程をお願い申し上げます。併せて先生方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。有難うございました。



饒波組合会議員

閉会の辞

栗山副理事長

本日は長時間にわたり組合会議員の先生方、お疲れ様でした。ご案内のとおり国保組合は大変な時期にあり、存続できるか心配しております。

我々の国民健康保険は、皆さんの負担で運営されておりますが、市町村国保とどこが違うかということがあります。我々も段々厳しくなり収入が少なくなって保険料を納付できないと言う方が出てくるかもしれません。しかし、健康保険は相互扶助の精神で運営されているものです。そういうことも含めまして、我々も一生懸命努力いたしますが、組合会議

員の先生方のお知恵を拝借したいと思っております。本日は本当に有難うございました。



栗山副理事長

節目健診のご案内

24年度・節目健診の対象者の方は 健診を受けましょう

組合員の健康保持増進を目的に、節目健診を実施しております。
該当になった1種組合員の先生の奥様も年齢にかかわらず対象者となります。
この機会に是非、人間ドック等の健康診査を受診して下さい。

1. 対象者

- (1) 1種組合員・2種組合員のうち、今年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方。
- (2) 対象者となられた1種組合員の被保険者である配偶者の方。この場合の配偶者の年齢は問いません。
- (3) 3種組合員のうち、年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方。

2. 補助金額

節目健診の補助金の額は、同一年度内に受診した健診に対し、30,000円（受診した健診が、複数の場合は、その費用額の合算額）を限度として支給します。

ご不明の点は支部へお問い合わせください。

全国歯科医師国民健康保険組合 平成24年度会議開催予定表

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

| 年 | 月 | 日(曜) | 会 議 名 | 時 間 | 場 所 |
|------|--------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| H24年 | 4月 | 20日(金) | 事務研修会 20日 | 13:00～17:00 | ザ・ホテルベルグランデ |
| | | ～21日(土) | 21日 | 9:00～12:00 | 墨田区両国2-19-1 |
| | 5月 | 16日(水) | 第1回常務会 | 13:00 | 東京事務所 |
| | 6月 | 19日(火) | 第1回監事会 | 14:00 | 東京事務所 |
| | | 20日(水) | 第2回常務会 | 11:00 | 中野サンプラザ |
| | | | 第1回理事会 | 13:00 | 中野サンプラザ |
| | 7月 | 25日(水) | 第3回常務会 | 11:00 | 中野サンプラザ |
| | | | 第71回通常組合会 | 13:00 | 中野サンプラザ |
| | 8月 | | | | |
| | 9月 | | | | |
| 10月 | 17日(水) | 第4回常務会 | 13:00 | 東京事務所 | |
| 11月 | 14日(水) | 第5回常務会 | 11:00 | 中野サンプラザ | |
| | | 第2回理事会 | 13:00 | 中野サンプラザ | |
| 12月 | | | | | |
| 25年 | 1月 | | | | |
| | 2月 | 20日(水) | 第6回常務会 | 13:00 | 東京事務所 |
| | | 26日(火) | 第2回監事会 | 14:00 | 東京事務所 |
| | | 27日(水) | 第3回理事会 | 13:00 | 中野サンプラザ |
| 3月 | 26日(火) | 第7回常務会 | 10:30 | 中野サンプラザ | |
| | | 第72回通常組合会 | 12:00 | 中野サンプラザ | |

新 役 員 紹 介



氏 名 五十嵐 治 (新潟県支部)
任 期 平成24年4月1日～平成25年3月31日

〔挨拶の要旨〕

ただ今ご承認を頂きました新潟県支部の五十嵐治と申します。新潟県支部では、今井先生に永くお願いしておりましたが、今回一身上の都合ということで、ご意志が固く、我々としては非常に淋しいかぎりですが、先生が新潟県選出理事としてお辞めになるということで、私が理事として出させていただくことになりました。

今まで今井先生に頼りきりでしたので、国保の知識も「プアー」なものですが、なんとか一生懸命勉強して、理事の役目を果たしたいと思いますので宜しくご指導、ご協力をお願いいたします。宜しくをお願いいたします。

〔主な略歴〕

- ・ 県歯科医師会関係
平成17年 4月～平成21年9月 新潟県歯科医師会副会長
平成21年10月～現在 新潟県歯科医師会会長
- ・ 日本歯科医師会関係
平成18年 4月～現在 日本歯科医師会代議員
- ・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)
平成17年 4月～平成24年3月 全国歯組合議員
平成24年 4月～現在 全国歯理事
- ・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)
平成17年 4月～平成20年3月 新潟県支部常務理事
平成20年 4月～平成21年3月 新潟県支部副支部長
平成21年10月～現在 新潟県支部支部長

叙勲受章者紹介

つね いし さだ お
恒 石 定 男 先生
(昭和13年12月21日生)



【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

平成10年11月 高知県知事表彰
平成11年11月 厚生大臣表彰
平成13年 9月 日本歯科医師会会員有功章
平成15年 4月 藍綬褒章

【略 歴】

・ 県歯科医師会関係

昭和60年 4月 1日～平成 3年 3月31日 高知県歯科医師会常務理事
平成 3年 4月 1日～平成 9年 3月31日 高知県歯科医師会専務理事
平成 9年 4月 1日～平成12年 3月31日 高知県歯科医師会副会長
平成12年 4月 1日～平成23年 3月31日 高知県歯科医師会会長

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成14年 4月 1日～平成17年 3月31日 全国歯組合同議員
平成17年 4月 1日～平成18年 3月31日 全国歯理事
平成18年 4月 1日～平成20年 3月31日 全国歯常務理事
平成20年 4月 1日～現在 全国歯副理事長

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)

平成14年 4月 1日～現在 全国歯高知県支部副支部長

の は しょうたろう
饒 波 正太郎 先生
(昭和16年4月11日生)



【受章種別】 旭日双光章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

平成 8年 3月 沖縄県知事表彰
平成13年10月 全国歯科医師国民健康保険組合連合会 功勞者表彰
平成22年 3月 日本公衆衛生協会会長表彰 (公衆衛生事業功勞)

【略歴】

・ 県歯科医師会関係

昭和57年 4月 1日～昭和59年 3月31日 沖縄県歯科医師会代議員
昭和59年 4月 1日～平成 9年 3月31日 沖縄県歯科医師会理事

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成 3年 4月 1日～平成14年 3月31日 全国歯理事
平成14年 4月 1日～現在 全国歯組合同議員

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係 (支部)

平成 3年 4月 1日～現在 全国歯沖縄県支部常務理事

故 元理事長 總山和雄先生を偲んで

〔略歴〕

昭和 3年12月16日生

・ 県歯科医師会関係

昭和63年 4月 1日～平成 9年 3月31日 岐阜県歯科医師会会長

・ 全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成 3年 4月 1日～平成11年 3月31日 全国歯副理事長

平成11年 4月 1日～平成14年 3月31日 全国歯理事長

平成14年 4月 1日～平成17年 3月31日 全国歯相談役

平成23年11月28日 ご逝去



生者必滅世の習いとは申せ、11月29日の早朝、あまりにも唐突に先生の訃報に接し私どもは多くの言葉を失いました。

先生の生涯に歩まれた道、先生が歯科界に残された業績を改めて思い、追慕と賛嘆の念を新たにします。

先生が入院されてしばらくした11月中旬、名古屋大学附属病院へ、今井専務理事と田邊事務局長とでお見舞いに伺いました折には、当組合の昔の話や今後の運営については、はっきりした口調で話されておられました。何よりも昔の話は私どもよりはっきり憶えておられることに驚いたことでした。

なのにこんなに早く旅立たれるとは思いませんでした。本当に残念です。

先生は東京医科歯科大学を卒業され以来県歯理事、同副会長を経て、昭和63年から9年間は同会長を歴任され、歯科保健の普及向上に多大な貢献をされました。また全国歯科医師国民健康保険組合では、昭和63年から平成17年までの長きにわたり役員を務められ、この間、平成3年から7年間副理事長、平成11年から3年間理事長の要職を歴任されました。理事長を退いた平成14年から3年間は相談役を引き受けていただき、卓越した見識と指導力で組合健全運営と発展に大きく貢献されました。また岐阜県支部では、平成3年4月から平成15年3月までの12年間支部長を務めていただき、特に保健事業の推進に力を注がれま

した。全国規模の組合と言うことで色々と人間関係でご苦労されましたが、小言一言も言われず、人脈を活用されて組合運営にひびが入らないよう、誠心誠意努力されたお陰で今日の「相互扶助」を理念とする全国歯があると思います。その功績は大きいものです。

先生の生涯は国民の歯科保健並びに歯科界の為に捧げたと言っても過言ではなく、聡明にして穏和人柄、幅広い見識と優れた先見性を有し、役職員のみならず組合員の尊敬と信頼を得ておられました。私は先生を師として尊敬し、一方私の県歯会長も、国保組合での理事長も先生のご推挙があつてのものと思ひ、先生の教えを心の支えとして、今日まで頑張ってきました。心の支えを失い淋しい限りです。

国保組合運営はますます難しい時代にありますが、今までの先生の教えを心に深く刻んで、役職員一同一丸となって組合運営に当たります事をお誓い申し上げます。在りし日の先生を偲びながら、心から御霊の安らかなることをお祈りして、お別れの言葉といたします。

先生、長い間、本当にありがとうございました。先生さようなら。

合掌

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 横山靖夫

お知らせ

高齢受給者証の更新

8月に70歳～74歳の方が、本組合の各支部より、高齢受給者証が発行されます。なお、更新（発行）に関しては、所得を証明する書類の提出が必要となります。高齢受給者証の有効期限は、保険証と異なり一年間です。75歳の誕生日をむかえる方は、誕生日の前日までが有効期限となります。「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置」により、引き続き平成25年3月31日まで一部負担の割合2割が1割に据え置かれます。

※お受け取りの際は、高齢受給者証の記載事項をご確認ください。

高額療養費の外来診療の現物給付化が始まりました 受診するときに用意する費用が少なく済みます

（平成24年4月から）

今まで高額な入院診療を受けたときには、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すればひと月の医療機関等の窓口負担が一定の金額にとどめられました。が、外来診療（※）も「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すれば、高額療養費の現物給付化がされるようになりました。

「限度額適用認定証」は、診療を受ける前でも事前に発行できますので、所属の支部事務所にお問い合わせください。

なお、70歳以上75歳未満の方は、「高齢受給者証」により所得区分の確認ができるため手続きの必要はありません。

ただし、市区町村民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行手続きが必要となります。

すでに「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、認定証に記載の有効期限まで入院・外来診療どちらも利用できます。

もし「限度額適用認定証」が発行される前に高額な診療を受診され、窓口での自己負担限度額以上をお支払いされた方、または複数の病院に受診された方で高額な診療を受診された方は、通常の高額療養費の申請をしていただければ自己負担限度額以上かかった費用は、後日支給いたします。

（※）保険薬局・指定訪問介護で受ける保険診療についても同様の取扱いを受けることができます。

お知らせ

柔道整復師の施術を受けられる方へ

対象となる負傷

- ◆ 医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

健康保険等を使えるのはどんなとき

- ◆ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）
- ◆ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

●主な負傷例

- ・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき

※医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象にならないものの例

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷。

治療を受けるときの注意

- ◆ 健康保険は治療を目的としたものであり、上記※のように健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。
- ◆ 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- ◆ 「受領委任」の場合は柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に原則患者の自筆による記入が必要となります。
- ◆ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ◆ 平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

全国歯報 No.70
2012年4月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2
☎03-3336-8818

発行人 横山 靖夫

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙「新緑」

サイクリングで都立野川公園（調布市）に寄りました。新緑に囲まれていると疲れがとれてまたたくさん自転車に乗ってしまうのです。

撮影者：北島 尚樹